

非常用給水栓に関する各種手続きについて

1 非常用給水栓を設置するときの手続き

- (1) 非常用給水栓を設置する場合は、「大府市受水槽式給水における非常用給水栓の取扱要綱」に基づく「非常用給水栓設置申込書（第1号様式）」及び工事完成後の設置写真の提出など必要な手続きを行ってください。
- (2) 提出する写真は、設置状況が明確にわかるように撮影してください。なお、不明瞭なときは撮り直しをしていただくことがあります。
- (3) 詳しくは、大府市水道事業（給水担当）にお問い合わせください

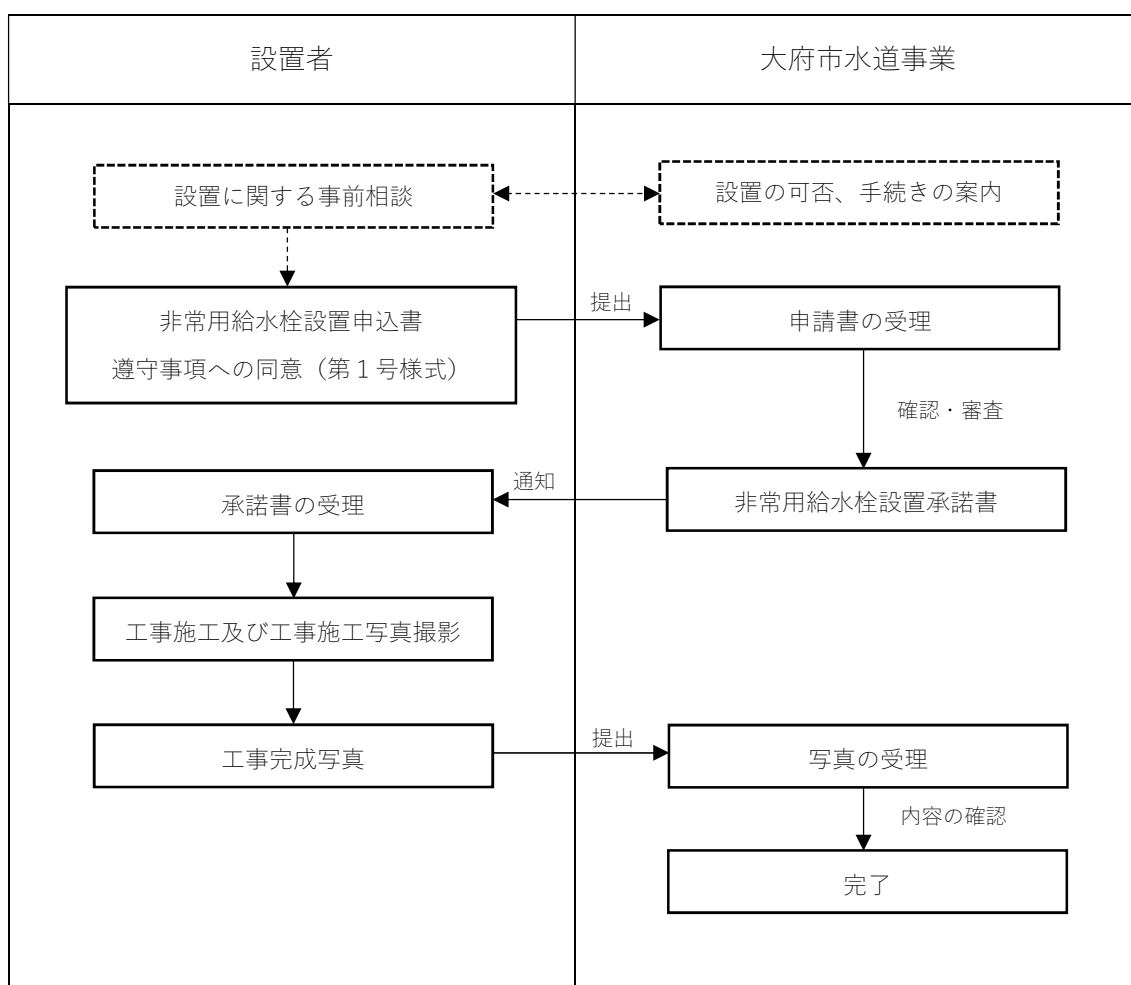


図1：非常用給水栓設置～工事完成後の手続きフロー

2 災害時に非常用給水栓を使用したときの手続き

災害時に非常用給水栓を使用した場合は、後日、「非常用給水栓使用届（第3号様式）」を提出してください。（水道料金を減免いたします。使用状況の確認のため、提出をお願いいたします。）

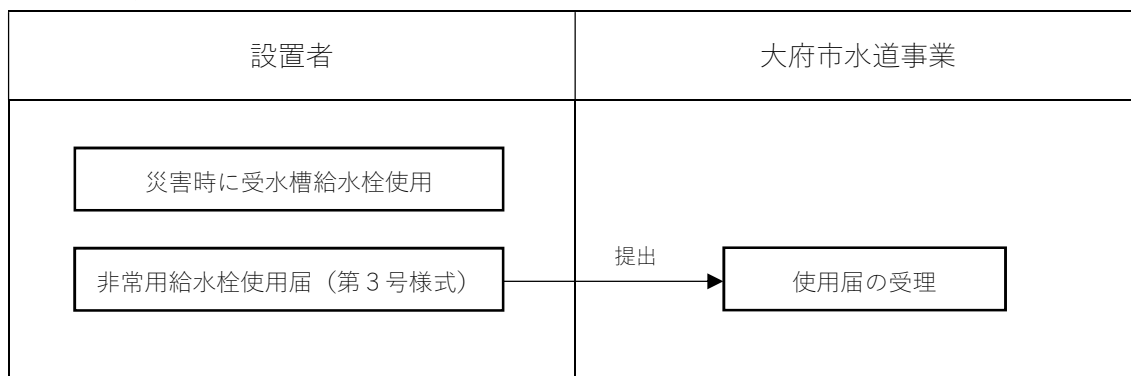


図2：災害時に非常用給水栓を使用したときの手続きフロー

3 非常用給水栓を撤去するときの手続き

非常用給水栓を撤去する場合は、「非常用給水栓廃止届（第4号様式）」及び非常用給水栓を撤去した事実が確認できるもの（写真等）を提出してください。

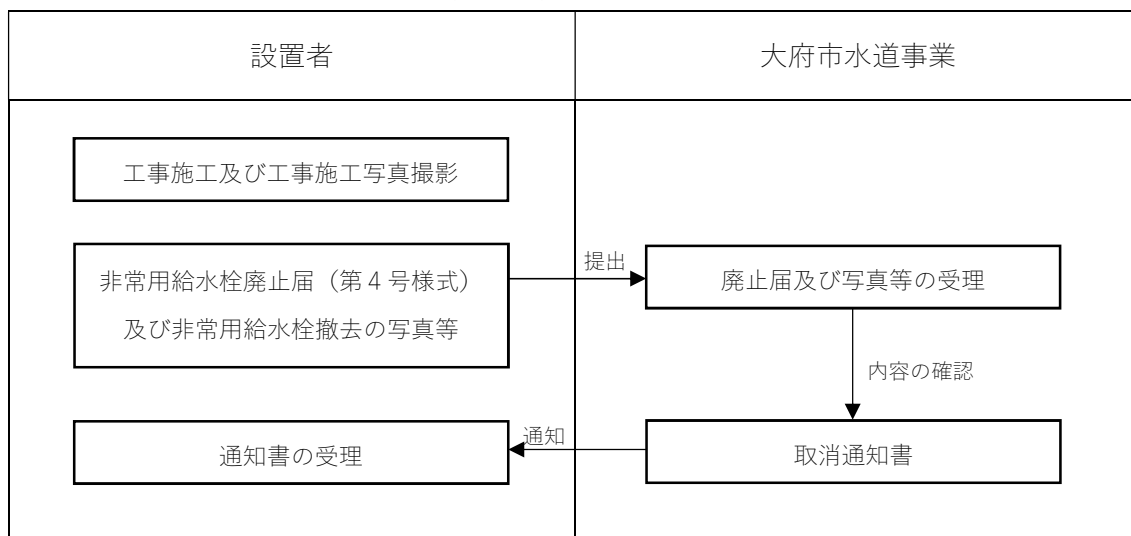


図3：非常用給水栓撤去の手続きフロー